

公立大学法人宮崎県立看護大学役員退職手当規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 51 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）の副理事長及び常勤の理事(以下「役員」という。)が、退職し、解任され又は死亡した（以下「退職した」という。）場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項第 2 号又は同条第 3 項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 退職手当は、役員の任期ごとに支給する。

3 退職手当は、法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、役員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の額等)

第 3 条 退職手当の額は、公立大学法人宮崎県立看護大学職員退職手当規程(平成 29 年規程第 67 号。以下「職員退職手当規程」という。)の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により算定した額とする。

2 退職手当の支給の対象となる役員としての在職期間は、役員に就任した日から役員を退職した日までとする。ただし、職員が公立大学法人宮崎県立看護大学職員就業規則（平成 29 年規則第 2 号）第 17 条第 2 項に定める定年による退職日以前に引き続いて役員を兼ねることとなった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての在職期間を含まない。

(宮崎県職員との間における特例)

第 4 条 宮崎県職員（宮崎県職員で、当該職員の任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けないで、他団体の役職員となった者を含む。以下同じ。）が、当該職員の任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けないで、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の宮崎県職員としての引き続いた在職期間を含むものとして職員退職手当規程を適用し支給する。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、又は解任され、かつ、引き続き宮崎県職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

(引き続いて職員であった者の特例)

第 5 条 役員が、退職し、又は解任された場合で、引き続いて職員であったときは、この規程による退職手当は支給しない。

(実施に必要な事項)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例によるほか理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。